

「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）の認可」に対する 生保労連の見解

生保労連では、これまで郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しなければ、かんぽ生命の業務範囲の拡大は認められるべきではないと再三にわたり主張してまいりました。

2012年9月3日に認可申請が行われた学資保険の改定についても、改正郵政民営化法に定められている新規業務の認可の条件である「他の生命保険会社との適正な競争条件を阻害するおそれがないと認められるとき」に充分留意し、適正な判断がなされることを強く要望してきました。

しかし、11月22日に郵政民営化委員会より学資保険の改定について「問題ない」との意見が出されたことに引き続き、11月30日には総務省と金融庁から条件付ではありますが改正郵政民営化法上の認可が出され、今後、郵政民営化法上の認可に付された条件について、これらの条件が成就し、金融庁・総務省が承認する際には、同時に、保険業法上の認可も行われることになりました。

このことは改正郵政民営化法に定める「他の生命保険会社との適正な競争条件を阻害するおそれがないと認められるとき」という条件に反しており、生保労連としては条件付であるものの今回認可が出されたことについては大変遺憾であり、到底受け入れられるものではありません。

かんぽ生命の業務範囲の拡大については、改正郵政民営化法に則り、適切な判断がなされることを改めて強く要望します。

2012年12月3日
全国生命保険労働組合連合会